

## 平成29年度 第2回私立学校審議会議事録

1 日 時 平成29年12月26日(木) 14:30～16:50

2 場 所 山梨県防災新館303会議室

3 出席者

(委員) 遠藤武人、池田充裕、石川博、伊藤祐寛、久保嶋正子、小松和枝、鈴木信行、鶴田美津枝、  
鶴見弘道、平井貴美代、古屋忠彦

出席 11人 / 定数12人

(私学・科学振興課)

井上課長、小泉総括、後藤補佐、深澤副主幹

4 審議の経過

- (1) 事務局において定数を満たしていることを確認し、開会を宣言する。
- (2) 任命書交付、委員紹介
- (3) 事務局あいさつ
- (4) 会長の選出を行い、遠藤委員が推薦され、承認される。
- (5) 遠藤会長あいさつ
- (6) 遠藤会長から、会長職務代理者として鈴木委員が指名される。
- (7) 議事録署名人は、鶴見委員と平井委員とする。
- (8) 議事等の審議

5 諮問事項

第1号議案 素和美中学校の設置認可について(非公開)

第2号議案 山梨文化服装学院の廃校について

第3号議案 福昌寺幼稚園の廃園について

第4号議案 学校法人福昌寺幼稚園の解散について

第5号議案 駿台甲府高等学校通信制課程に係る学則変更について

第6号議案 日本航空高等学校通信制課程に係る学則変更について

6 議事の概要

(1) 第1号議案 素和美中学校の設置認可について

第1号議案は、山梨県情報公開条例第8条第1号、第2号若しくは第5号に該当する事項のため、  
議事内容は、非公開

第1号議案については、賛成多数で認可することが適当である旨、答申された。

(2) 第2号議案 山梨文化服装学院の廃校について

委員：ここの生徒が在籍しなくなっからどのくらい経過していますか。

事務局：昨年度までは数名いたとのことですが、全員なくなったということです。

委員：山梨文化服装学院は戦後すぐの設置で、今新宿に文化服装学院なんてあるけど、日本一の服装

関係の学校だったんですよ。昔はあの文化服装学院とつながりがあったはずなんですよ。

委員：私ども専修各種の団体の会員でしたけれども、ここ数年ほとんど動きはなかったということですね。前々からやめるとは聞いていました。非常に残念ですけども。

委員：山梨県の各種学校ではトップクラスだったんですよ。ただ、是非もないですね、こういう状況ではね。閉校後はどうするという話でしたか。

事務局：洋裁の趣味活動を行うとのことですよ。

委員：学校ではなくなって、県に報告義務のない身分になるということだね。山梨県内では、洋裁を教えるような類似の学校というのはどうですか。

委員：もう、ほとんど動いていません。

委員：大原にはこの分野はないですか。

委員：ないです。

第2号議案については、全員一致で認可することが適当である旨、答申された。

### (3) 第3号議案 福昌寺幼稚園の廃園について

#### 第4号議案 学校法人福昌寺幼稚園の解散について

委員：続いて、第3号議案「福昌寺幼稚園の廃園について」と、第4号議案「学校法人福昌寺幼稚園の解散について」は同じ学校法人の議案ですので、同時に審議したいと思います。

委員：委員、県内の幼稚園の状況はどうなんでしょうか。

委員：園によっても差がありますが、おそらく5分の1か、10%近くくらいはこれに近い状況であると思います。休園を除くと県全体で58園あり、現に10名以下という園がありますから、何とか続けていますが。

委員：学校法人が今回のような処理はできるんですか。

委員：できないと思います。聞きたかったのですが、この園はどういう経過かわかりませんが、昭和40年代に多くの私立幼稚園が認可をされたのですが、山梨県は敷地が借地であることをほとんど認めていなかったと思うんですよ。多分全部が借地というのは例外的で、なぜ認められたかというのがちょっと疑問なんです。それがあるから逆にあっさり学校法人をやめられるんですよ。

委員：個人で寄付した人が多いんですね。ですから、もし学校法人を廃止する場合には、数年かけて金銭を個人で積み立てて買い戻す方法しか、土地を取り戻す方法がない。だからなかなかやめられない。昭和40年頃全部借地で認められたのはなかったんじゃないか、福昌寺さんは特別かなと思うんですがそこは私たちには計り知れないことだから。

委員：そういうことだと、県は統一した行政指導をどのようにしていくか決めないとかわいそうだよ。法人の所有する財産のタイプで指針みたいなものを作って、タイプA、タイプBというように場合分けして、その法人の経営がまずいことになったら、どのパターンを指導するかといったことを決めておいたほうがいいかもしれない。幼稚園協会だって、一緒に決めておかないとまずい。

委員：他県の情報は入ってこないのでしょうか。

委員：具体的な処理については、明確に情報が入ってこないんです。個人的に聞くには、事業者の方が買い取って、認定こども園化してという話は何人かからはあるのですが、活用のしようがある学校法人を買い取る人はあると思いますが、過疎化が進む山梨ではなかなかない。例えば大学法人で合併による活かし方はあるけれど、弱い者同士の合併はない。これは幼稚園に限らず

始末をどうしたら良いのかは問題だと思います。私は全日幼連という団体の組織にこのことをずっと訴えているのですが、時期尚早としてまともに話し合わない。

委員：行政との話し合いはしておいたほうが良い。

委員：そうですね。

もう一点、子ども・子育て新制度の処遇加算という制度があって、毎年在籍職員の経験年数により加算が変わってくるのですが、新規採用した教員で過去に他の園で在籍したことの証明を各学校法人からもらうのですが、例えば園が廃園になった場合、各都道府県の私学団体が証明するのかということですね。しかし、私学団体では十分な資料がない。退職金共済に入っていればいいのですが、入っていない場合もありますよね。そういう場合はどうするんでしょうか。

事務局：裏付けの書類がない場合は証明する手立てがないのですが、廃園となりましても、指導要録や教職員名簿は保存されている園が多く、10年程度は保存いただけるよう指導していくことは可能です。

委員：それをしなければならぬという制度はないのですね。

事務局：証明は学校法人が行いますが、学校法人自体がなくなってしまうので、証明ができないのですが、逆に処遇改善加算を行う県の福祉保健部で法人がないから履歴がないという一律の扱いをするというのではなくて、例えば私学共済に加入していた期間を証明できれば、法人がなくとも認定できるだろうと、そういう運用の在り方というのはあるかと思います。

委員：今後そういう扱いが多くなると考えられますので、そのときは相談させていただくということをお願いします。

第3号議案、第4号議案については、全員一致で認可することが適当である旨、答申された。

#### (4) 第5号議案 駿台甲府高等学校通信制課程に係る学則変更について

第5号議案については、利害関係人である石川委員を裁決から除き、全員一致で認可することが適当である旨、答申された。

#### (5) 第6号議案 日本航空高等学校通信制課程に係る学則変更について

委員：在籍者数はどのくらいでしたか。

事務局：定員は普通科で2,400人、航空科で600人です。在籍者数は、普通科で1,655人、航空科で30人、併せて1,685人の生徒数です。

委員：先ほどの駿台甲府の状況はいかがでしょうか。

事務局：駿台甲府の普通科は、定員は2,000人、在籍数は912人です。

委員：委員、高校の通信制というのはいろいろあるようですが、日本航空の通信課程だけで2,000人近くが通っているということで、通信制について委員のお考えはいかがですか。

委員：これは難しいんですよ。政令指定都市の数は相当あるんですけども、三大都市に子どもが集ってきていて、大学だけでなく高等学校も同じで、学校数を見ればわかるとおりですが。

甲子園で47都道府県が代表1校を選んで、公平といっても現実には違う。人口が違うということはあらゆることに影響していて、いい影響もあるかもしれないですが、悪い影響の方が多い。通信制課程については、事務局を通じてしか情報が入ってきにくい部分があり、毎年事務局に報告をお願いしている。聞いているところだと、文部科学省の指導が弱いと。問題は国がもっと厳しく全日制課程と同等の規制をしていけばいいのですが、かなり緩やかなんですよ。

多様化した、ダイバーシティな時代では、いろいろな種類の動機で学ぶ子どもがいていいんだと。一定の基準に達しない子どもは学ぶ場を提供しない、というやり方はまずいという、これは国の考え方ですが、原則は正しいけれどもただ、一般の人たちはよくわからないような仕組みになっているんです。パイの大きさと現実が違うし、学校というのは校舎にクラスがあって先生がいて生徒がいて事務局があってというしっかりとしたイメージがあるんですが、通信制はおおざっぱな仕組みで規制がありますが、かなりまちまちな訳です。それを文部科学省は良くないとはいいませんが、今後も方針が変わらないかはわかりませんが、また、絶えず提言をしている団体もありますけれども、きっちりした方針を出さない、出せない事情がある。

もし、文部科学省に通信制が怪しい仕組みだからやめようと言うような人がいたとしたら、大混乱が生じますよ。その反対もまずいわけです。そんな綱引きの状況がしばらく続くんじゃないかと思うんですけれども。 委員はどう思いますか。

委員：うちは学則上広域制ですが、生徒を集めているのは山梨県だけです。なぜそうしているかというと、先生のおっしゃるとおり、通信制というのはかなりでたらめなところが多い。入学してお金を払えば卒業できる。悪いところはそういうところがある。うちはそういうことはしないで、毎日通学させている。なので、いろいろなところから集めるのは無理なんですよ。その効果は絶大で、これまで学校に来れなかった子、元々通信制というのはそういう子が多いんですが、そういった子が大学に行ったり、自分の進路を決められたり、そういった能力がかなりついている。そういうところから、文部科学省に言いたいのは、もっと通信制として、いったい何を子どもたちに望んでいるのか、何をしたいのかということを確認に出さないと、と。通信を始めると、通信はドル箱だよなと言われますが、うちは赤字です。

委員：我々は、全国私立学校審議会連合会の会議に出席するのですが、一番多くの議題がこの通信制課程の問題についてです。本県では2つの学校が出てくるんですが、良くやっている。他県の学校がすごいんですよ。関東のある学校は全国に広がってしまっていて、トータルすると、生徒数が7千人とか8千人になる訳です。ところが、最終的に面接指導現場で教員数、教室がどうなっているかという実態が分からないんですよ。例えば、東京の面接指導施設があれば、本校のある県から行政が指導監督に行くことになるわけですが、なかなかできないです。指導施設は全国にあり、そんなに予算がありませんから。そんな学校が全国で食い荒らしている訳です。面接指導も受けずに卒業できる、そういうのもありますし。管轄の話がありますが、制度を作るのは文科省ですが、認可し、所轄するのは本校を設置している都道府県でして、離れた施設を監督することはできないんです。そこへ今度は株式会社立ができて、株式会社はどうやって統制するのかということまで出てきて大きな問題になっています。そんな現状がありますが、私が見聞きした中では、この二つの学校は非常に一生懸命やってくれているのではないかと。実は、本校をやめた生徒もこの学校にお世話になって立派に卒業して上級学校に行っている子もいます。そういう中でこの議題が提案されたということで、議事に戻ってよろしいでしょうか。

委員：はい。この問題は、絶えずアンテナを高くして、行政から議題が少ないときに勉強会のようなことをしてもらいたい。この小さな県で通信課程が4校、全てが広域通信制ということで、すごいことですよ。委員の先生方も全員が専門家ではないのですから、勉強会をしておかないとまずいですよ。山梨県が他県に比べて優れた県だといわれたいじゃないですか。

委員：私も実はこの審議会の委員に選ばれて、一番驚いたのがこの通信制の制度なんですよ。新しい委員が入られたので、この審議に入るに当たって、最低限その内容を知っていただきたいと思い、この話をさせていただきました。

委員：前は通信制課程に入る子は特殊な子だったんですよ。うちの場合も全日制の高校で、単位が取れなかった場合どうするかというと、留年するか、他の学校に転学するか、通信制課程に移籍するか、それとも留学してしまったりしましたが、今は割とすぐ通信制課程に移籍する。中学

校を卒業してすぐ通信制という子は10年前はまれでしたが、今はそこそこにいる。中学校の不登校が、皆さんが思うよりずっと多いです。例えば保健室登校は不登校にならないんですね。うちの高校でうちの附属中学校以外の中学校から150人くらい入ってきますけれども、20人くらいが登校拒否です。書類上は不登校でないんですが、話を聞くと年間で授業に出るのはほとんどないと。そういう子が高校生活を普通にできるかということ、うちでは1/3くらいはきちんとやります。1/3は何とか卒業し、残りの1/3は通信制課程に行くというような感じなんですよ。ですから実は中学校での不登校が増えてきているということと、その子達にふさわしい教育が通信であるということですね。それが保護者の中にも大分浸透してきていて、前は通信に行くといえば泣いちゃうというような感じが今はそれもいいね、という。だから通信制課程が増えているというのはそういう理由なんです。

第6号議案については、全員一致で認可することが適当である旨、答申された。